

令和4年12月27日

第14回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第14回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和4年12月27日（火）午後3時

場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 協 議
（1）倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について
- 5 教育長報告
- 6 報告事項
各課報告（別紙）
- 7 その他
- 8 閉 会

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

学校給食の食材高騰について令和4年4月にコロナ臨時交付金の活用が示されたことから、学校給食費は変更せずコロナ臨時交付金を財源として賄材料費の増額を実施しました。その後、内閣府から教職員等の給食はコロナ臨時交付金の適用外との指示があり、このことについて市長・副市長協議を行ったところ、教職員等の給食の賄材料費増額分は令和4年4月に遡って徴収するよう指示があったことから、規則の一部改正及び関係機関への説明を進めていくものです。

【現状】

- 1 学校給食費の1食当たり徴収額（同規則平成26年度改正以降）
 - (1) 児童283円、生徒322円 (同規則第2条) 【保護者負担】
 - (2) 小学校教職員、給食センター職員・調理員283円
中学校教職員322円 (同規則第7条)
 - (3) 小学校・給食センター試食283円
中学校試食322円 (同規則第8条)

【背景】

- 2 令和4年度学校給食の食材高騰対応
上記1の(1)～(3)全て
 - ① 4月以降、コロナ臨時交付金財源で賄材料費1食当たり8円増額。
 - ② 12月以降、同交付金財源で賄材料費1食当たり2円増額、合計10円増額。

【国の意向】

- 3 コロナ臨時交付金の学校給食食材費高騰対策事業の内閣府指示（11月）
保護者への支援を目的としているのであれば、教職員分が支援対象に含まれることは適当では無い。（国への申請修正）

【市長指示】

- 4 保護者負担分以外の学校給食費の取扱い（上記1の(2)・(3)）
市長・副市長協議の結果、令和4年4月に遡って差額を徴収する旨の指示。

【規則改正】

- 5 同規則の一部改正
上記1の(2)・(3)の第7条・第8条の1食当たり単価を各10円増額改正。
附則により、改正した金額は令和4年4月1日から適用する旨を記載する。

【関係機関説明】

- 6 今後の日程
小・中学校長会、倉吉市給食委員会、市議会（教育福祉常任委員会・議員懇談会）にて説明。

○倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（改正案）

平成 25 年 3 月 28 日規則第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、倉吉市学校給食費徴収条例（平成 22 年倉吉市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食費の額）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギーその他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。

- （1） 児童 1 食当たり 283 円
- （2） 生徒 1 食当たり 322 円

（学校給食費の納入）

第 3 条 保護者は、前条各号に定める金額に年間学校給食実施予定日数（年度の当初において当該年度に学校給食の実施を予定している日数をいう。以下同じ。）を乗じた金額を 10 で除した金額以内で市長が決定した額（以下「例月納入額」という。）を 5 月から翌年 2 月までの毎月末日までに納入しなければならない。

2 保護者は、前項の規定により納入すべき金額が前条各号に定める金額に当該保護者の児童又は生徒の年間学校給食実施日数（当該年度に学校給食を実施した日数（児童又は生徒の都合により学校給食を受けなかった日数を含む。）をいう。以下同じ。）を乗じた金額を下回った場合は、その差額（以下「精算額」という。）を市長が別に定める日までに納入しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。

（学校給食費の額の通知）

第 4 条 市長は、学校給食費の例月納入額又は精算額を決定し、又は変更したときは、速やかに、保護者に通知するものとする。

（学校給食費の還付）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納入した学校給食費の還付をすることができる。

- （1） 児童若しくは生徒が死亡した場合又は倉吉市立学校から転校した場合
- （2） 年間学校給食実施日数が年間学校給食実施予定日数を下回った場合

(学校給食費の減免)

第6条 条例第4条の規定による学校給食費の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める額について行うことができる。

- (1) 保護者がその児童又は生徒について学校給食費に係る就学援助の給付が必要であると市長が認定した者である場合 学校給食費に係る就学援助給付に相当する額
- (2) 同一の世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助若しくは同法第13条に規定する教育扶助を受けている場合又は前号に該当する場合を除く。） 3人目以後の児童及び生徒の学校給食費に10分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げた額）
- (3) 前2号に掲げるもののほか災害その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が別に定める額

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。

- (1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり 283円 ⇒ 293円
- (2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり 322円 ⇒ 332円

2 第3条から第5条までの規定は、前項の経費の徴収について準用する。

(学校給食の試食に係る経費の徴収)

第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実に資することを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、徴収しないことができる。

- (1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり 283円 ⇒ 293円
- (2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり 322円 ⇒ 332円

2 前項の経費は、その都度これを徴収する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、廃止前の倉吉市学校給食費徴収規則(平成 22 年倉吉市教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 1 月 28 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に実施した学校給食に要する経費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、廃止前の倉吉市学校給食費徴収規則(平成 22 年倉吉市教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 1 月 28 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に実施した学校給食に要する経費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 月 日から施行する。

2 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。